

贈収賄防止・腐敗行為防止に関するグループポリシー

1. 本ポリシーの目的

株式会社ツバキ・ナカシマ(以下「当社」といいます。)は、その子会社とともに(以下、総称して「TN グループ」または「当社グループ」といいます。)、健全なコーポレート・ガバナンスの確立と倫理的で誠実な事業運営を行うことを企業活動の根幹に据え、国内外における贈収賄およびその他の腐敗行為を一切容認しません。本ポリシーは、TN グループ役職員および TN グループと取引関係にあるビジネスパートナーが遵守すべき基本原則を示し、贈収賄行為の未然防止、リスク低減、透明なコーポレート・ガバナンスの実現を目的とします。

2. 適用範囲

本ポリシーは、TN グループの役員、従業員、派遣社員、契約社員などすべての従業者(以下総称して「役職員」といいます。)に適用されます。また、TN グループのビジネスパートナーについても、契約等を通じて本ポリシーと同等の基準への遵守を求めます。

3. 定義

本ポリシーにおいて用いられる語句の定義は、以下の各号に定めるところによります。

- (1) 「腐敗行為」とは、贈収賄、汚職行為、マネーロンダリング、横領、インサイダー取引、利益相反、司法妨害その他、自己または第三者の職務上の権力または地位を濫用して不正な利益を得る行為をいいます。
- (2) 「公務員等」とは、①国内外の政府又は地方公共団体の公務に従事する者、②国内外の政府関係機関の事務に従事する者、③国内外の公的な企業の事務に従事する者、④公的国際機関の公務に従事する者、⑤外国政府等から権限の委任を受けている者をいいます。
- (3) 「公的な企業」とは、国内外の政府又は地方公共団体が、①議決権のある株式の過半数を有している②出資金額の総額の過半数にあたる出資を行っている③役員数の過半数を任命もしくは指名している、のいずれかに該当する事業者(公益法人も含みます)及びこれに準ずるものとして政令で定める者をいいます。これに準ずるものとして政令に定める者は、国内外の政府又は地方公共団体が、(イ) 総株主の議決権の過半数の議決権を直接保有している、(ロ) 株主総会での全部または一部の決議について許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力が生じない黄金株を支配している、または(ハ) 間接的に過半数の株式を所有することなどにより事業者を支配している、のいずれかに該当する事業者をいいます。

- (4) 「ビジネスパートナー」とは、TN グループと取引関係にあるすべての民間企業または公務員等に該当しない個人をいい、顧客、サプライヤー、請負業者、仲介業者、コンサルタント、エージェントその他 TN グループ各社の事業活動において取引の当事者となる第三者を含みます。
- (5) 「ファシリテーション・ペイメント」とは、公務員等が実施する行政サービスまたは許認可の取得に係る手続きの円滑化または迅速化の実現を目的とした少額の支払いのうち営業上の不正の利益を得るために支払うものをいいます。

4. 関連法令の遵守

TN グループは、日本の不正競争防止法、刑法、国家公務員倫理法等の国内法に加え、米国海外腐敗行為防止法 (FCPA)、英国贈収賄防止法 (UKBA)、中国不正競争防止法その他、事業展開地域における腐敗防止関連法令を遵守します。また、OECD「外国公務員への贈賄防止条約」および関連する OECD 行動指針・ガイダンスに示された国際的な贈収賄防止基準を踏まえ、グローバル企業として求められる透明性・倫理性の高い事業行動を徹底します。海外法令については域外適用が及び得ることを認識し、各地域の法令遵守体制を適切に整備するとともに、リスク評価・内部統制・教育・監査を通じて実効性のあるコンプライアンス体制を維持・強化します。

5. 贈収賄の禁止

TN グループの役職員は、公務員等およびビジネスパートナーに対し、事業上の不正な利益を得るために、金銭その他の利益 (金銭、金券、ギフト券、融資、担保、保証、招待、寄付、スポンサー費、謝礼、キックバック、販促費、値引き、本人や親族等の就職の機会等を含みます。) を提供・申し出・約束する行為、または職務に関連してその利益を要求・受領・約束する行為を行うことはできません。また、代理店、コンサルタント、関係会社、家族その他の第三者を通じて間接的にこれらの行為を行うことも、同様に禁止されます。公務員等およびビジネスパートナーから贈賄の要求があった場合は、そのような要求を拒否し、ただちに上長およびコンプライアンス部門に詳細を報告する必要があります。

6. ファシリテーション・ペイメントの禁止

ファシリテーション・ペイメントは、公務員等に対する贈賄に該当し、目的のいかんを問わず禁止されます。ただし、身体や生命の危険を避けるためにやむを得ず支払いを行った場合は、直ちに上長およびコンプライアンス部門へ詳細を報告する必要があります。

7. 接待・贈答および旅費負担の管理

TN グループの役職員によるビジネスパートナーに対する接待や贈答、旅費負担等は、当社グループの事業活動に関連する範囲で、ビジネスパートナーとの円滑なコミュニケーションや関係構築を目的とする場合に許容されますが、以下のすべての条件を満たす場合に限り認められます。

- 正当な事業目的が明確に存在すること
- 金額・頻度・内容が社会通念上適切な範囲にあり、不当な影響を与えるおそれがないこと
- 社内規程に従い、適切な申請・報告を適切に行うこと
- 提供行為に関する内容を会計帳簿および関連資料に正確かつ適切に記録すること

ただし、現金および現金と同等とみなされる物品(金券・ギフト券・プリペイドカード等)の授受は、金額・目的にかかわらず一切禁止します。また、公務員等に対する接待、贈答、旅費負担その他の提供行為は、贈賄と評価される可能性が極めて高いため、原則として禁止されません。

8. マネーロンダリング・テロ資金供与規制遵守、反社会的勢力との関係遮断

TN グループは、マネーロンダリング(犯罪収益の浄化)およびテロ資金供与を防止するため、各国・地域の関連法令および規制を厳格に遵守します。また、取引や事業活動を通じて、当社グループがマネーロンダリングやテロ資金供与の手段として利用されることがないよう、十分な注意と適切な管理措置を講じます。さらに、当社グループは、暴力団等の反社会的勢力との関係を一切排除し、不当な要求にはいかなる場合も応じません。また、反社会的勢力を利用すること、反社会的勢力と関連する取引に加担することも厳格に禁止します。取引や業務の過程において、当社グループが反社会的勢力に利用されることがないよう、継続的に慎重な確認と管理を行います。

9. インサイダー取引の禁止

TN グループは、TN グループの役職員が職務上知り得た当社または他社に関する未公表の重要事実(金融商品取引法に定義される上場会社等の業務又は財産に関する重要な情報)が正式に公表される前に、当該情報に係る当社または他社の株式その他の金融商品を自らまたは第三者(親族、友人等を含む)を通じて売買し、または売買を推奨するなど、いかなる形態の「インサイダー取引」を行うことを禁止します。また、当社グループの役職員は、当該重要事実を、業務上知る必要のある者を除き、他の役職員、取引先、家族その他の第三者

に伝達し、または不当に利用してはなりません。

10. 会計記録・内部統制

TN グループの役職員は、すべての支出および取引について、正確・完全・適時に会計帳簿へ記録し、請求書・領収書・契約書・承認書類等の関連資料を適切に保管しなければなりません。また、これらの資料は社内規程に従って管理し、内部・外部監査の求めに応じて速やかに提示できる状態を保持するものとします。虚偽記帳、記録の改ざん、不正確な分類、帳簿外取引、未記帳口座の保持、取引内容の隠蔽など、会計記録の真正性・透明性を損なう行為は一切禁止します。これらの基準は、TN グループの業務を担う第三者（代理店、コンサルタント、委託先等）にも適用され、役職員は必要に応じて第三者による記録・報告の適正性を確認する責務を負います。

11. 教育・研修

TN グループの役職員は、腐敗行為防止に関する知識と意識を維持・向上させるため、全拠点で現地語により定期的に実施される教育・研修を受講する義務があります。これらの研修は、贈収賄防止、利益相反、インサイダー取引の禁止、会計記録の正確性など、業務遂行に必要な内容を含み、役職員は習得した知識を日常業務に適切に反映させなければなりません。管理職は、部下全員が所定の研修を漏れなく受講し、内容を十分理解しているかを確認する監督責任を負います。また、部下の理解が不十分な場合には追加指導や補足研修を指示するなど、必要な対応を行う義務があります。

12. 内部通報制度

TN グループの役職員は、贈収賄やその他の腐敗行為に関する疑い、または本ポリシーおよび社内規程に違反し、もしくは違反するおそれのある行為を認識した場合、速やかに社内の内部通報窓口へ報告しなければなりません。通報は、匿名で行うことが可能であり、直接・間接を問わず、事実の早期把握と適切な是正措置のために重要であることから、役職員は誠実に報告する責務を負います。また、当社グループは、通報を行った役職員が当該通報を理由として不利益な取り扱いを受けないよう、通報者保護を徹底します。

13. 違反時の措置

TN グループの役職員が本ポリシーに違反したことが確認された場合、当社は社内規程に基づき、事案の内容・重大性に応じて懲戒処分を含む適切な措置を講じます。また、違反行為が法令に抵触する可能性がある場合、必要に応じて関係当局への通報その他の外部対応を行います。さらに、悪質または重大な違反については、民事・刑事の法的措置を含む厳正な

対応を実施します。

14. 継続的改善

TNグループは、社会情勢、法令改正、国内外の腐敗行為事例などを踏まえ、本ポリシーおよび社内規程の継続的な見直しと改善を行います。

2026年3月31日